# 第120<sub>回</sub> 定時株主総会 招集ご通知



2023年 **6**月**26**日 (月曜日) 午前**10**時 (受付開始 午前**9**時)

場所

福島県福島市大町3番25号 当行本店8階大会議室

議 決 権行使期限

2023年 **6**月**23**日 (金曜日) 午後 5 時30分

#### 議決権の事前電子行使にご協力をお願いいたします

当行グループは、SDGsおよびESGを、果たすべき 社会的責任として理解し、その取り組みの一環として、 議決権の電子行使を採用しております。環境負荷 軽減にご協力お願いいたします。



#### 環境にやさしい

議決権行使書のご返送が減ることで、輸送時のCO₂排出量の削減につながり、環境保全に役立ちます。



議決権の電子行使の 手順はこちらから ご覧ください。

パソコン・スマートフォン・ タブレット端末からもご覧 いただけます。





https://s.srdb.jp/8346/

# 株式会社東邦銀行

証券コード:8346



#### 決議事項

第1号議案--剰余金の処分の件

第2号議案——監査等委員である取締役以外の 取締役6名選任の件

第3号議案──監査等委員である取締役以外の 取締役(社外取締役を除く。)の 報酬等における業績連動型報酬の 支給基準見直しの件

第4号議案 ― 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

本株主総会は当日の開催内容をライブ配信いたしますので、7頁から8頁のご案内を確認のうえ、 ご視聴ください。



株主総会時点の感染状況によっては、マスク着用を お願いする場合がありますので、極力、マスクを ご持参ください。

## ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より東邦銀行グループを ご利用、お引き立ていただきまして、誠にありがとう ございます。

第120回定時株主総会の開催にあたり、ここに招集 ご通知を準備いたしましたので、ご高覧いただければ 幸いに存じます。

2023年6月

取締役頭取 佐

佐藤 稔

企業理念

#### 社会的使命

地域を見つめ、地域とともに

私たちは、

地域を見つめ、地域とともに歩み、 総合的な金融サービスをもって、 「ふくしま」の発展とお客さまの豊かな くらしづくりのために力を尽くします。

#### 経営姿勢

## お客さまの満足のために

私たちは、

進取・積極の精神と健全な姿勢を基本とし、 心が通いあう活きた組織をもって お客さまの満足のために汗を流します。

#### 行動規範

## 新しい感覚と柔軟な発想をもって

私たちは、

ふるさと「ふくしま」を愛し、 新しい感覚と柔軟な発想をもって自分を磨き、 お客さまの信頼に応えることを喜びとします。



# 第120回定時株主総会招集ご通知 目次

## 第120回定時株主総会 招集ご通知

P.1

株主総会の開催概要をご確認いただけます。

議決権行使についてのご案内 ·····P.4

議決権の行使方法の詳細をご説明しております。

## 株主総会参考書類

P.9

株主総会における決議事項の内容をご確認いただけます。

第1号議案	剰余金の処分の件 ····· p.9
第2号議案	監査等委員である取締役以外の
	取締役6名選任の件 Р.10
〈ご参考〉取	締役候補者のスキル・マトリックス P.18
〈ご参考〉社	外取締役の独立性判断基準 P.19
第3号議案	監査等委員である取締役以外の取締役(社外
	取締役を除く。)の報酬等における業績連動
	型報酬の支給基準見直しの件 P.20
第4号議案	監査等委員である取締役以外の取締役(社外
	取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の
	付与のための報酬決定の件 P.21

## 事業報告

P.25

2022年度の取り組み、今後の課題等をご確認いただけます	t.
1. 当行の現況に関する事項	25
2. 会社役員(取締役) に関する事項 ······ P.4	16
3. 社外役員に関する事項	50
4. 当行の株式に関する事項 ··············· P.5	53
5. 当行の新株予約権等に関する事項 ············ P.5	54
6.会計監査人に関する事項 ············· P.5	54
7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の	
在り方に関する基本方針 <sub>P.</sub> 5	55
8.業務の適正を確保する体制 P.5	55
9.特定完全子会社に関する事項 ············· P.5	59
10. 親会社等との間の取引に関する事項 ······ P.5	59
11. 会計参与に関する事項 ·············· p.5	59
12. その他	59

# 計算書類

P.60

第120期末貸	貸借対照表	 Р.60
損益計算書		 Р.61

## 連結計算書類

P.62

第120期末連結貸借対照表	P.62
連結損益計算書	Р.63

## 監査報告書

P.64

株主の皆さまへ

福島県福島市大町3番25号

# 株式会社 東邦銀行

佐 藤 取締役頭取

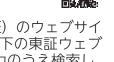
## 第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに「第120回定時 株主総会招集ご通知」および「第120回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面 省略事項) | として掲載しておりますので、以下の当行ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認 くださいますようお願い申しあげます。

当行ウェブサイト

https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html



また電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイ トにも掲載しておりますので、当行ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブ サイトにアクセスし、銘柄名(東邦銀行)または証券コード(8346)を入力のうえ検索し、 「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト(東証ト場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJKO10010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により事前に議決権を行使 することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」を ご検討いただき、以下のいずれかの方法により2023年6月23日(金曜日)午後5時30分までに、 議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

#### ■インターネットによる議決権の行使

電子提供措置事項5頁から6頁をご確認のうえ、スマートフォンまたはパソコンから 議決権行使ウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、画面の 案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

#### ■書面(郵送)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう ご返送ください。

敬具

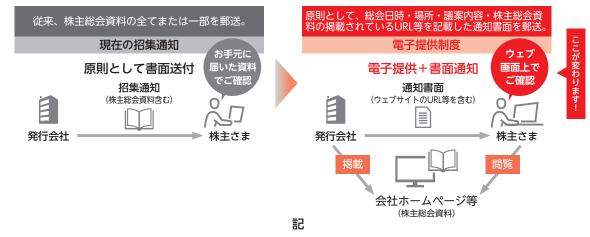
1	日時	2023年6月26日(月曜日)午前10時(受付開始午前9時)
2	場所	福島県福島市大町3番25号 当行本店 8階大会議室 (最終ページの株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。)
3	目的事項	<ul> <li>報告事項         <ol> <li>第120期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)事業報告の内容および計算書類の内容報告の件</li> <li>第120期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> </ol> </li> <li>決議事項         <ol> <li>第1号議案 剰余金の処分の件</li> <li>第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件</li> <li>第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)の報酬等における業績連動型報酬の支給基準見直しの件</li> <li>第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</li> </ol> </li> </ul>
4	招集にあたって の決定事項	<ul> <li>(1)電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。</li> <li>① 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</li> <li>② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</li> <li>(2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。</li> <li>(3)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。</li> </ul>
		N E

以上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産につきましては、2018年からとりやめさせていただいておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申しあげます。

## 【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

2022年9月1日施行の改正会社法により開始されました「電子提供制度」につきまして、下記のとおりご通知申しあげます。



- 1. 本制度は、株主総会にかかる株主総会資料 (注) につきまして、原則として**ウェブサイトにアクセス いただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし**、例外として株主総会の基準日までに 所定の方法により書面交付請求をされた株主さまに限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。 (注) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類、監査報告を指します。
- 2. 上記の電子提供制度が施行されましたが、**当行は、本年の株主総会については、制度適用の初年 度であることを勘案いたしまして、従来どおり株主総会資料を書面でお送りさせていただきます**。
- 3. **次回の株主総会からは、株主さまにはウェブサイト上で株主総会資料を閲覧していただくこととし**、 招集ご通知は、原則としてウェブサイトへのアクセスに必要な情報のみをお届けする予定です (書面交付請求をされた株主さまを除きます)。
- 4. 次回以後の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主さまで、書面交付 請求のお手続きをお済ませでない方は、次回の議決権基準日(定時株主総会については3月31日) までにお早目に**当行株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)またはお取引の証券会社**で書面交付 請求の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

## 《電子提供制度に関するお問い合わせ先》

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日除く)

## 議決権行使についてのご案内

当日ご出席されない場合は、**インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができます**ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。** 

#### 株主総会にご来場いただく場合



## 株主総会出席 による行使

同封の議決権行使書用紙を、 株主総会会場受付にご提出ください。 また、当日は本招集通知をご持参 ください。

#### 株主総会開催日時

2023年6月26日(月曜日) 午前10時開催

#### 事前に議決権行使される場合



#### インターネット による行使

議決権行使サイトにアクセス してご行使ください。

▶ 詳細は次頁をご確認ください。

#### 行使期限

2023年6月23日(金曜日) 午後5時30分<del>受付分</del>まで



# 書面(郵送)による行使

同封の議決権行使書用紙に、 議案に対する賛否をご記入いた だき、ご返送ください。

※賛否のご表示がない場合は賛成の意思表示として取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2023年6月23日(金曜日) 午後5時30分到着分まで

#### 議決権行使書用紙の記入方法 議案 原案に対する賛否 第○号 賛 否 第○号 賛 否 基準日現在のご所有株式数 〇〇〇株式会社 御中 路沙棚の数 株主総会日 ※議決権の数は1単元ごとに1個となります。 多議決権の数は1単元ことに1個となります お 願 い 終主総会にご出路の類は、議決権行後書用 会場受付へご提出係合性、以下のいずれかの によりお早めに議決権を行使ください。 成 信付後期間転換音を表示のうえ、ご返 私は上記開催の定時株主総会(継続会または延会の場合を含む)の議案に つき、右記(横音を○印で表示)のとおり職員を行動される 表 シでログイン用QRコードを読み プサイト (https://evote. tr. sufg J I D、パスワードにてログイン 行動いただく方法 切り取って ご返送ください。 5432-9876-2358-DP 123456 իլիգնիվախդիկիսիվիաիկանգնգնգնգնգների ○○○○株式会社 ±123412<12345+9999999913061001000123000+12345678901234>11111112

各議案の賛否をご表示ください。

#### 第1・3・4号議案

▶ 賛成の場合: 「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合: 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

▶ 全員賛成の場合:「賛」の欄に○印

▶ 全員反対の場合:「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、 当該候補者の番号をご記入ください。

なお、賛否を表示せずに提出された場合は、「賛」の表示が あったものとして取り扱います。

ログインID 仮パスワード

インターネットによる議決権行使に必要となる「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

当日ご来場いただいた場合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、予めご留意ください。

## インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセス いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 行使期限

2023年6月23日(金曜日)午後5時30分受付分まで



## 

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、 「ログインID!及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンに て、同封の議決権行使書副票 (右側)に記載の「ログイン用 QRコード」を読み取る。



#### 2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が 表示されるので、議決権行使 方法を選ぶ。



#### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって 各議案の賛否を選択する。



画面の案内にしたがって 行使完了です

#### 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

#### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- ●インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせて いただきます。
- ●インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ●またパソコンまたはスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



### ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイト にアクセスする

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

問合せ先

● MUFG 三菱UFJ信託銀行 株主総会に関するお手続きサイトへようこそ (株主名簿管理人)三菱UFJ個E銀行証券代行部 三数UFD信託銀行 本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」 および「本サイト利用ガイト」をご覧ください。

本サイト和用ガイト

「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の 副票(右側)に記載された

> 「ログインID」および 「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード(確認 用)」の両方に入力



以降は、画面の案内にしたがって 賛否をご入力くだ<u>さい</u>

#### ご利用上の留意点

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、 パソコンまたはスマートフォンから当行 の指定する議決権行使サイト (https:// evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていた だくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取 り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウ ォール等を使用されている場合、アンチ ウイルスソフトを設定されている場合、 TLS暗号化通信を指定されていない場合 等、proxyサーバーをご利用の場合等、 株主様のインターネット利用環境によっ ては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、 2023年6月23日(金曜日)の午後5時30 分まで受け付けいたしますが、お早めに 行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせ ください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において、議決権行使書用紙に 記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内 に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使内容の改ざん を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の 変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知 いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
  - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み 取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。 (「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
  - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QR コードでのログインが出来ない場合には、 上記2.(1)パソコンによる方法にて議決 権行使を行ってください。
  - ※ORコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### 議決権行使に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

フリーダイヤル 0120-173-027 (受付時間 9時~21時、通話料無料)

## インターネットによるライブ配信についてのご案内

当行の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主の皆さま向けにインターネットによるライブ配信を行います。

#### 1. 配信日時

#### 2023年6月26日(月曜日) 午前9時30分から株主総会終了時刻まで

※ ライブ配信ウェブサイトは、開始時刻30分前の午前9時頃に開設予定です。

#### 2. ご視聴の方法

(1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

#### 視聴用 ウェブサイトURL

https://d-broadcast.jp/01/230626\_tohobank/

**G** (QRコード)

- (2) ご視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします。
- ① ID:議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(8桁の半角数字)

※ 議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。-

② パスワード: toho8346

IDメモ欄 株主番号

#### 3. ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当行ホームページ (https://www.tohobank.co.jp/company/ir/stocks/sokai.html) にてお知らせいたします。
- (2) ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使や ご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、4頁から6頁に てご案内の方法により事前に行使くださいますようお願い申しあげます。
- (3) ご視聴は、株主の皆さまご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等) は、 株主の皆さまのご負担となります。

#### 4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主の皆さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

#### 【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

① ID・パスワードに関するお問い合わせ

#### 株式会社 東邦銀行

0120-104-191 (通話料無料)

② ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

電音エンジニアリング株式会社

(03) 5875-0621

※ お電話の際は「東邦銀行 株主総会の件にて」と申し付けください。

受付時間

2023年6月23日(金)午前9時から午後5時30分まで 2023年6月26日(月)午前9時から株主総会終了時刻まで

③ 株主総会の議案等に関するご質問等はできません。



## 議案および参考書類

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

## 1. 期末配当に関する事項

第120期の期末配当につきましては、下記株主還元方針と当期の業績等を総合的 に勘案のうえ、1株につき3円50銭といたしたいと存じます。これにより、すでに お支払いさせていただいております中間配当金1株につき3円50銭とあわせ、年間 の配当金は1株につき7円となります。

#### 【株主還元方針】

当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性確保を基本に経営に取組んでまいります。それを前提とした うえで、安定配当6円を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を日安に、業績の成果に応じて 弾力的に株主の皆さま方への利益還元に努めてまいります。

株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式 1 株につき金 3 円50銭 総額882.197.260円

剰余金の配当が効力を生ずる日 2023年6月27日

## 2. その他の剰余金の処分に関する事項

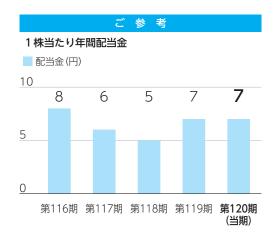
その他の剰余金の処分につきましては、今後 の経営環境を勘案して財務体質の強化を図る ため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目およびその額

3.000.000.000円 別涂積立金

減少する剰余金の項目およびその額 2

繰越利益剰余金 3.000.000.000円



## 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件

現在の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(6名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、引き続きコーポレートガバナンス強化に取り組むため、社外取締役 2名を加えた取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、取締役候補者の選任について、コーポレートガバナンス 規程等に則り指名・報酬協議会における審議など適切な選任手続を経ているか、 各候補者について取締役会全体の実効性等の観点からその見識、資質、経験が十分 か等を検討いたしました結果、本議案で提案されている取締役候補者は適任、妥当 であると判断しております。

取締役候補者の氏名等は次のとおりであり、取締役候補者に関する事項は11頁から18頁までに記載のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (性別) 氏名 (年齢)	現在の当行における地位および担当	取締役会出席率 (出席状況)
1	佐藤 稔 (満62歳) <b>再任</b> 社内	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当	100% (14回中/14回出席)
2	えん どう かつとし (男性) 遠 藤 勝 利 (満57歳) 新任 社内	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リス ク統括部【正】総務部【正】担当	_
3	なな うみ しげ き (男性) 七海重貴 (満61歳) <b>再任</b> 社内	常務取締役人事部長 人事部【正】、審査部【正】担当	100% (14回中/14回出席)
4	そえ た とし き (男性) 新田 俊 樹 (満58歳) 新田	常務執行役員営業本部長 営業本部【正】、デジタル戦略・業務改革部 【正】担当	_
5	「	取締役(社外)	91% (11回中/10回出席)
6	たか しま ひで や (男性) 髙島英也 (満63歳) <b>再任 社外 独立</b>	取締役(社外)	91% (11回中/10回出席)

- (注) 1. 年齢は、年度末現在を基準とした満年齢を記載しております。
  - 2. 小西雅子氏および髙島英也氏の出席状況については、2022年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
  - 3. 本議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役を含めた独立社外取締役は5名となり、当行取締役会に占める独立 社外取締役の割合は2分の1となります。
  - 新任…新任取締役候補者
    - 再任…再任取締役候補者
- 社内…社内取締役候補者
- 社外 … 社外取締役候補者

- **独立**…東京証券取引所届出独立役員
- 候補者番号 …女性取締役候補者

1



社内

佐藤

みのる

生年月日1960年11月27日生 (男性/満62歳)所有する当行株式の数122,700株取締役会出席率(出席状況)100% (14回中14回出席)



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当行入行

2003年10月 同 総合企画部企画課長

2006年3月 同 方木田支店長兼大森支店長

2007年10月 同 方木田支店長

2008年6月 同 須賀川支店長

2010年6月 同 市場金融部長

2012年6月 同 取締役総合企画部長兼経営戦略

調整室長

2014年5月 同 取締役本店営業部長

2014年6月 同 常務取締役本店営業部長

2016年6月 同 専務取締役(代表取締役)事務本部長

事務本部【正】・人事部【正】担当 2020年6月 同 取締役頭取(代表取締役)

同 取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】担当 (現在に至る)

#### ■ 取締役候補者の選任理由

佐藤稔氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに、市場部門諸施策の統括に携わるなど、豊富な業務経験と 幅広い知見を有しております。

また、2012年6月以降、取締役として経営の基本方針および経営改革の企画立案の統括、事務・システム全般の 効率化の統括をするなど、経営企画能力に優れ、バランス感覚と高い信頼性を有しており、その職務・職責を適切かつ 誠実に果たしております。

2020年6月の取締役頭取就任以降は、変化の大きい経営環境の中、株主の皆さまの負託に応えるべく、経営の舵取りを担い、2021年4月に中期経営計画「とうほう「輝」プラン」を新たに策定し、業績向上に取り組んできた実績や改革を推進する実行力、取締役会の運営を円滑に推進するリーダーシップを考慮するとともに、中期経営計画「とうほう「輝」プラン」締めくくりの1年も、経営全般を牽引できる適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2



社内

えんどう

勝利

生年月日1965年12月20日生 (男性/満57歳)所有する当行株式の数14,500株取締役会出席率 (出席状況)-



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当行入行

2008年6月 同 本店営業部渉外課長

2011年6月 同 富田支店長

2013年6月 同 仙台東支店長

2014年5月 同 名取支店長

2016年5月 同 仙台支店長

2019年6月 同 執行役員仙台支店長

2020年6月2021年6月

同 執行役員営業本部副本部長 同 常務執行役員本店営業部長

2023年3月 同常務執行役員

総合企画部【正】、

コンプライアンス・リスク統括部

【正】、総務部【正】担当

(現在に至る)

#### ■ 取締役候補者の選任理由

遠藤勝利氏は、上記略歴に記載のとおり東北最大マーケットである仙台地区での営業店長等を歴任し、営業店における豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。

また、2019年6月以降は、執行役員として基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務め職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、新たに取締役として選任をお願いするものです。



再任)社内

1961年5月30日生(男性/満61歳) 生年月日 33.000株 所有する当行株式の数 100% (14回中14回出席) 取締役会出席率(出席状況)



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	当往	<b>元</b> 入行	2014年 9 月	同	白河支店長
2003年10月	同	郡山支店融資課長	2015年 6 月	同	執行役員白河支店長
		(現:郡山営業部)	2016年 5 月	同	執行役員東京支店長
2006年3月	同	福島西中央支店長	2019年6月	同	上席執行役員東京支店長
2008年6月	同	矢吹支店長	2021年5月	同	上席執行役員郡山営業部長
2009年 9 月	同	本店営業部副部長兼融資課長	2021年6月	同	常務取締役郡山営業部長
2010年10月	同	本店営業部上席副部長兼融資課長	2023年 3 月	同	常務取締役人事部長
2012年3月		融資管理部長			人事部【正】、審査部【正】担当
2013年 5 月	同	融資管理部長兼融資部長			(現在に至る)

#### ■ 取締役候補者の選任理由

七海重貴氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長ならびに融資業務全般にかかる企画・管理・指導の統括に携わる など、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。

また、2015年6月以降は、執行役員として基幹母店における管轄地区内の営業店統括を務め、2021年6月以降、 取締役として県中・県南地区の営業店統括等、職務を適切かつ誠実に遂行していることを考慮し、当行グループのさら なる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。





新任)社内

添田

1964年4月1日生 (男性/満58歳) 生年月日 15.600株 所有する当行株式の数 取締役会出席率(出席状況)



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月		5入行 	2020年 3 月	同	執行役員営業本部副本部長兼地域 商社事業部長
2010年9月	同	日立支店長	2020年 6 月	同	執行役員営業本部副本部長
2012年 3 月	同	郡山南支店長			
2013年 9 月	同	会津一之町支店長	2021年 5 月	同	執行役員会津支店長 (現:会津営業部)
2015年 5 月	同	植田支店長		_	
2017年7月	同	いわき営業部上席副部長	2021年 6 月	同	常務執行役員会津支店長 (現:会津営業部)
2018年 5 月	同	法人営業部長	2022年 9 月	同	常務執行役員会津営業部長
2018年6月	同	執行役員法人営業部長	, .		
2019年11月	同	執行役員法人営業部長兼国際営業 部担当部長	2023年 3 月	同	常務執行役員営業本部長 営業本部【正】、 デジタル戦略・業務改革部【正】
2019年12月	同	執行役員営業本部副本部長兼法人 営業部長兼国際営業部長			(現在に至る)

#### ■ 取締役候補者の選任理由

添田俊樹氏は、上記略歴に記載のとおり営業店長を歴任し、営業店における豊富な実務経験と幅広い知見を有して おります。

また、2018年6月以降は、執行役員として地域および産業の振興にかかる地域課題解決を支援する諸施策の企画を 立案、統括、推進するなど、職務を適切かつ誠実に遂行していることを踏まえ、今後はその経験や知見を取締役の立場 で経営に活かすことを考慮し、当行グループのさらなる成長のために適切な人材であることから、新たに取締役として 選任をお願いするものです。









# 小西

# 雅子

生年月日1958年10月18日生(女性/満64歳)所有する当行株式の数一取締役会出席率(出席状況)91%(11回中10回出席)



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4 月 1983年 3 月	株式会社中部日本放送アナウンス部入社 同 退社	2017年 2 月	環境省中央環境審議会委員 (現在に至る)
1989年4月	NHK、TBS、CNNなど複数局において キャスター、リポーター	2017年 4 月	昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザ
1998年 4 月	気象予報士資格取得後、東京MXテレビ		イン学科特命教授
	等にて天気キャスター	2022年 4 月	京都大学大学院総合生存学館(思修館)
2001年6月	株式会社ウェザーニューズ入社 コンテンツクリエイト部 気象予報士		特任教授 (現在に至る)
	キャスター兼プロデューサー	2022年 6 月	当行社外取締役(非常勤・独立役員) (現在に至る)
2004年 7 月	同。退社	2023年 4 月	
2005年9月	公益財団法人世界自然保護基金ジャパ ン入局 (現在に至る)	2023年4月	昭和女子大学専門職大学院福祉社会・経営研究科 特命教授 (現在に至る)

#### ■ 取締役候補者の選任理由

小西雅子氏は、世界自然保護基金ジャパン入局後、気候変動の国際交渉官として、国連の気候変動枠組条約に2005年から継続参加、情報分析・交渉・政策提言に従事し、さらに大学教員としての研究活動を通じて、国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性(SDGs)に高度な専門的知見を有しており、サステナビリティ等を含む中長期的な企業価値の向上をめざす企業経営層へのアドバイス経験も豊富であります。

当行は、同氏がこれらの経験と見識を活かして、独立した客観的な立場からの株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえた意見を反映することで、より透明性の高い経営の実現に寄与することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、サステナビリティをめぐる課題への対応は 重要な経営課題であり、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

#### ■ 独立性に関する補足説明

小西雅子氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準 を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任し ております。

#### ■ 社外取締役在任期間

小西雅子氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。







独立

英也

生年月日	1959年11月20日生 (男性/満63歳)				
所有する当行株式の数	10,300株				
取締役会出席率(出席状況)	91%(11回中10回出席)				



#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 1997年11月	サッポロビール株式会社入社 同 大阪工場製造部長	2017年 3 月	サッポロビール株式会社代表取締役 社長兼サッポロホールディングス株式 会社常務グループ執行役員
2001年9月2007年3月	同 ビール製造本部製造部担当部長 同 仙台工場長	2021年3月	サッポロホールディングス株式会社 顧問
2009年3月2012年9月2013年3月	同 取締役兼執行役員経営戦略本部長 同 常務執行役員北海道本部長 同 常務執行役員北海道本部長兼北海	2022年 3 月	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役
2015年3月	は	2022年 6 月	(現在に至る) 当行社外取締役(非常勤・独立役員) (現在に至る)
2017年 1 月	株式会社取締役専務執行役員 サッポロビール株式会社代表取締役	2022年 6 月	北海道空港株式会社社外監査役(現在に至る)
	社長兼サッポロホールディングス株式 会社グループ執行役員	2023年 3 月	サッポロホールディングス株式会社 顧問 退任

#### ■ 取締役候補者の選任理由

髙島英也氏は、サッポロビール株式会社の代表取締役社長を務めるとともに、サッポロホールディングス株式会社の常務グループ執行役員も務めており、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験や見識を活かし、当行経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当行の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

#### ■ 独立性に関する補足説明

高島英也氏は、東京証券取引所の規定する「独立性基準」に抵触せず、また当行が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、経営からの独立性が高く一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

#### ■ 社外取締役在任期間

髙島英也氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 小西雅子、髙島英也の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

- 3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当行は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小西雅子氏および髙島英也氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## <ご参考>取締役候補者のスキル・マトリックス

氏 名	会社における 地位	経営戦略/ サステナ ビリティ	経営管理	営業/ コンサル ティング	企業審查/ 再生支援	人事/ ダイバー シティ	市場運用/ 国際業務	IT/DX
佐藤 稔	取締役頭取 (代表取締役)		•	•	•	•		•
遠藤勝利	専務取締役 (代表取締役)		•	•	•			
七海重貴	常務取締役			•	•	•		
添田俊樹	常務取締役		•					•
小西雅子 拇	取締役 (非常勤)					•		
髙島英也 拇	取締役 (非常勤)		•	•		•		•
石 井 隆 幸	取締役監査等委員		•	•	•	•		
渡部速夫	取締役監査等委員 (非常勤)		•	•	•	•		
長野 聡 拇	取締役監査等委員 (非常勤)		•		•		•	•
河野一郎 🕾	取締役監査等委員 (非常勤)		•		•			

<sup>※</sup>上記一覧表は、各取締役が有する全ての知見や経験を表すものではありません。

#### 各項目の詳細

経営戦略/サステナビリティ	企業経営・組織運営に関する知識・経験・能力、および企業の持続可能性を支えるESG 経営(環境・社会・ガバナンス等)の知識・経験・能力	
経営管理	法務、コンプライアンス、リスクマネジメント、会計・税務等の経営管理に関する知識・ 経験・能力	
営業/コンサルティング	地域経済を活性化するためのソリューション提供等の営業に関する知識・経験・能力、 および営業企画・マーケティングに関する知識・経験・能力	
企業審査/再生支援	企業審査、企業の成長支援、再生支援等に関する知識・経験・能力	
人事/ダイバーシティ	人事管理、人材育成、ダイバーシティ推進等の人事関連業務に関する知識・経験・能力	
市場運用/国際業務	有価証券運用や国際業務に関する知識・経験・能力	
IT/DX	企業の生産性向上や付加価値向上に向けたデジタルの活用・推進に関する知識・経験・ 能力	

#### <ご参考>社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の候補者が、東京証券取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近 (注1) において、次のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

- (1) 当行を主要な取引先 <sup>(注2)</sup> とする者、またはその者が法人等 <sup>(注3)</sup> である場合に はその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額 (注4) の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家 (当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者をいう。)。
- (4) 当行から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にその 業務執行者。
- (5) 当行の主要株主(注5)、またはその者が法人等である場合には、その業務執行者。
- (6) 次に掲げる者(重要(注6)でない者は除く)の近親者(注7)。
  - A. 上記(1)~(5)に該当する者
  - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員または業務執行者
- (注1)「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- (注2) 「主要な取引先」とは、事業年度の連結売上高(当行の場合は連結経常収益)の2%以上を基準に判定。また、融資取引については、当行の融資額が最上位の取引額であり、かつ当該融資を直ちに回収した場合は、事業継続に深刻な影響を及ぼすなど当行の与信方針の変更が取引先に対して著しい影響を与える場合は、主要な取引先とする。
- (注3)「法人等」とは、法人以外の団体を含む。
- (注4) 「多額」とは、過去3年平均で年間1,000万円以上の金額をいう。
- (注5)「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または法人等をいう。
- (注6)「重要」とは、会社の役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家については公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。
- (注7)「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。

## 第3号議案

## 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)の 報酬等における業績連動型報酬の支給基準見直しの件

当行は、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、役位毎の職務および責任に応じ、月次で支給する確定金額報酬および単年度の業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す単体当期純利益を採用し、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で前年度単体当期純利益を基準に支給してまいりました。

当行では株主の皆さま方に対する利益還元の一層の充実を図るため、2022年5月に株主還元方針(※)を策定しております。こうした状況を踏まえ、単体当期純利益30億円超を下限としてきた支給基準を、連結当期純利益水準50億円を下限とする支給基準へ見直すなど当行グループの業績との連動をより明確にするため、業績連動型報酬限度額を次表の内容と定めることとさせていただきたいと存じます。あわせて、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等につきましては、取締役会にごー任願いたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)は4名となりますが、第2号議案「監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)は4名となります。本議案における支給基準見直しについては、上記の目的、当行の業況、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(なお、当該方針の内容は[当行の第120期事業報告「会社役員(取締役)に関する事項」]をご参照ください。)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

<sup>(※)</sup> 当行は、銀行業務の公共性に鑑み、内部留保の充実による健全性確保を基本に経営に取組んでまいります。それを前提としたうえで、安定配当6円を基本とし、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%を目安に、業績の成果に応じて弾力的に株主の皆さま方への利益環元に努めてまいります。

【見直し前】 <表>業績連動型報酬の支給基準

単体当期純利益水準	業績連動型報酬 限度額	業績連動型報酬 支給月数
30億円以下	0円	0.0ヶ月
30億円超~40億円以下	30百万円	1.0ヶ月
40億円超~60億円以下	40百万円	1.5ヶ月
60億円超~80億円以下	50百万円	2.0ヶ月
80億円超~100億円以下	60百万円	2.5ヶ月
100億円超	70百万円	3.0ヶ月

【見直し後】 <表>業績連動型報酬の支給基準(注)

連結当期純利益水準	業績連動型報酬 限度額	業績連動型報酬 支給月数
50億円未満	0円	0.0ヶ月
50億円以上~60億円未満	30百万円	1.0ヶ月
60億円以上~70億円未満	40百万円	1.5ヶ月
70億円以上~80億円未満	50百万円	2.0ヶ月
80億円以上~100億円未満	60百万円	2.5ヶ月
100億円以上	70百万円	3.0ヶ月

<sup>(</sup>注) 上記見直し後の支給基準は第121期(2023年4月1日~2024年3月31日)より適用いたします。 (支給方式) 業績連動型報酬支給額=確定金額報酬×業績連動型報酬支給月数

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当行の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、年額345百万円以内(うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいております。

今般、当行は、役員報酬制度の見直しの一環として、当行の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額70百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)は4名となりますが、第2号議案「監査等委員である取締役以外の取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)は4名となります。

また、対象取締役は、当行の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当行の普通株式の総数は

年350.000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株 式分割(当行の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その 他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当行の普通株式の総数の調整が必 要な事中が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。 なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京 証券取引所における当行の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、 それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締 役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、 これによる当行の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭 債権の支給に当たっては、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限 付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。ま た、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当行の普通株式の総数 その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目 的、当行の業況、当行の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針(な 当該方針の内容は [当行の第120期事業報告 [会社役員 (取締役) に関する事項 |] をご参照ください。)、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると 考えております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなさ れましたが、異議はございませんでした。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当行の取締役を兼務しない常務執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

## 【本割当契約の内容の概要】

## (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

#### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が当行の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当行は、本割当株式を当然に無償で取得する。

## (3) 譲渡制限の解除

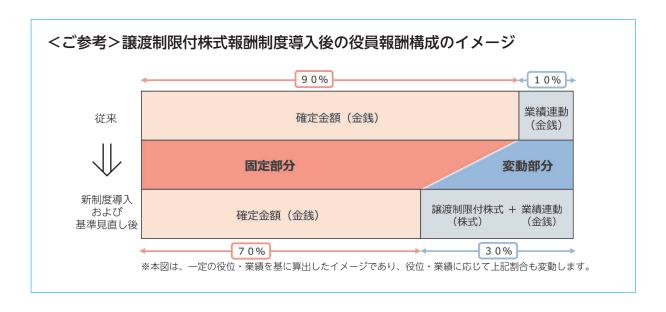
当行は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当行の役職員の地位のうち当行の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当行は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当行は、譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会)で承認された場合には、当行の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当行は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当行の取締役会において定めるものとする。



以上

## 1. 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果等

#### イ. 主要な事業内容

当行は、福島県に本店を置き、預金業務、貸出業務、為替業務、公共債・投資信託・保険商品などの販売業務、信託業務などを通じて、コンサルティング機能を発揮し地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

#### 口. 金融経済環境

#### (国内経済)

2022年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少し、経済活動の正常化が進む中で、緩やかに持ち直しの動きがみられましたが、ウクライナ情勢をめぐる地政学的リスクの高まりを背景とした世界的なエネルギー価格の高騰や物価の上昇、および欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念などを受け、厳しさが増しております。海外との金利差拡大による為替の急激な変動や物価高の影響等により不安定な経済状況が続いておりました。

#### (福島県内経済)

当行の主要な営業基盤である福島県内の経済については、個人消費は新型コロナウイルス感染症の影響が和らいでおり、外食や旅行等のサービス消費で持ち直しの動きがみられました。また、設備投資は製造業・非製造業ともに前年を上回るなど、緩やかに回復の動きがみられました。

#### (金融環境)

企業の資金繰りの一部に厳しさが残っているものの、全体として緩和的な金融環境が 継続する一方で、米国をはじめ世界各国ではインフレ抑制のため政策金利を引き上げる動 きが続いております。

#### ハ. 事業の経過およびその成果

このような金融経済環境のなか、当行は長期ビジョン「地域社会に貢献する会社へ〜金融サービスの枠を超えて〜」の実現に向け、2021年4月から2024年3月までの3年間を計画期間とする第17次中期経営計画「とうほう「輝」プラン」における3つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組みました。

#### <中期経営計画の取り組み>

2021年度からスタートした中期経営計画「とうほう「輝」プラン」の取り組み状況は以下のとおりです。



## 基本方針 I. 地域・お客さまが輝く(地域・お客さまへの恩返し)

当行では金融仲介機能の発揮のみならず、お客さまが抱える様々な課題やニーズにお応え するコンサルティングサービスを提供しています。

事業を営むお客さまの様々なニーズにお応えするため、円滑な資金対応の他、本業支援や事業再構築に向けた伴走支援に積極的に取り組んだ結果、貸出先数は前年度から大幅に増加し1万4千先を超え、貸出金残高は前年度から2,408億円増加し3兆9千億円を突破するなどお取引が一層拡大しております。

また、事業承継やM&A (企業の合併・買収)、人材紹介、ビジネスマッチング、補助金申請コンサルティング業務に加え、事業計画や人事制度の策定支援等の取り組みを強化し、コンサルティング業務の拡大に努めております。

少子高齢化が加速する地域社会において、後継者問題等により事業の休廃業を余儀なくされるお客さまが増加するなか、円滑な事業承継を喫緊の課題として捉え、2022年10月に事業承継支援、M&A支援を主な事業とする「株式会社東邦コンサルティングパートナーズ」が事業を開始しました。



**TOHO Consulting Partners** 



お客さまのパートナーとして、地域社会に貢献します













【コンサルティング業務の拡大】

こうした取り組みを通じて、お客さまの多様化するニーズにきめ細やかに対応したことにより、2022年度のコンサルティング業務における成約件数は、約2,500件となりました。個人のお客さまに対しては、人生100年時代を迎えるなか、中長期的な資産形成、資産運用、資産承継等の幅広いニーズにワンストップでお応えするため、「銀行・信託・証券」連携による高度な金融サービスを提供しております。

2022年11月に、政府の新しい資本主義実現会議において、資産所得倍増プランが決定されました。貯蓄から投資への流れを加速させるため、2024年1月からNISA制度が



抜本的拡充・恒久化されることを踏まえ、お客さまの中長期的な資産形成や資産運用のサポートに積極的に取り組んでおります。また、年金や退職金への不安などを背景に、資産形成への関心がより一層高まっていることから、2022年7月にウェルスナビ株式会社と業務提携を行い、2023年4月からスマートフォンで手続きが完結する全自動かつ投資一任型の資産運用サービス「WealthNavi(ウェルスナビ)」を提供しております。

このような取り組みを通じて、お客さま一人ひとりの資産 形成や資産運用ニーズに合わせた最適なご提案を行った結果、グループ全体での預かり資産 残高は前年度から164億円増加し5,820億円となるなど、着実にお取引が拡大しており ます。

また、高齢化社会の進展により、円滑な資産承継や相続に対するお客さまの関心は高く、お客さまの相続や遺言等のお悩みを解決するお手伝いとして、「相続・遺言信託個別相談会」を各地区で開催する等、相続・遺言信託への取り組みを強化しております。

今後も、お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)をさらに徹底 してまいります。

#### 基本方針 II. 従業員が輝く (成長と活力)

企業の中長期的な成長と企業価値向上のためには、従業員一人ひとりが主体的にキャリアデザインできる環境作りが重要との考えに基づき、各種施策に取り組んでまいりました。従業員の自立・成長・挑戦を促し、地域社会に必要とされる高い専門性を有する「人財」を育成し、活力ある組織を実現するため、2022年10月に人事制度改革を実施しております。

キャリア体系では「主体的・自律的にキャリアデザインできる制度」の導入、評価体系では「コンピテンシー評価」(注1)の導入、報酬体系では「役割や職務・貢献度に応じた報酬制度」の導入の3つの改革に取り組みました。従業員のエンゲージメント(会社に対する愛着や貢献意欲)向上に向け、部下の能力を最大限引き出し、成長を支援する

1 on 1 ミーティングの取り組みを積極的に行うとともに、部下が上司を多面的に評価する360度評価の評価対象者拡大等にも取り組んでおります。

特に人材育成の分野においては、新たな人事制度のもと、従業員の「能力・適性」を 見える化するとともに、コンサルティングスキルの強化、性別を問わないキャリアデザイン支援、OJTマインドおよび自己啓発意識の醸成等を重点施策として取り組みました。

また、当行はダイバーシティ&インクルージョン(注2)の観点から、女性の管理職登用や専門人材の中途採用を積極的に進めており、2022年度末の女性役席者比率は23.3%となりました。

- (注) 1. 銀行として評価・期待する"行動特性"や"思考"を具体的に明示することで評価基準を明確化(「人間性」や「人柄」「人格」を評価)。
  - 2. ダイバーシティは「多様性」、インクルージョンは「受容」を意味し、多様な人材がその多様な個性を活かしつつ、能力を最大限に発揮し、所属する組織とともに成長していくことを目指す企業運営方針を指します。

#### 基本方針 11. 当行が輝く (持続可能な経営体質)

当行は、地銀10行による広域かつ大規模な連携である「TSUBASAアライアンス」(注1)に加盟し、2024年1月のTSUBASA基幹系システム共同化に向けた準備を着実に進めております。この新システムへの移行を契機と捉え、2022年9月には移行後の将来像やデジタル投資の方向性を示した「バンキング戦略」を策定・公表し、顧客体験価値の向上による「お客さまへの感動体験の提供」、データ活用等による「地域・お客さまの課題解決」、業務効率化による「事務から営業へのシフト」を進め、デジタル(非対面サービス)とリアル(対面サービス)を融合した付加価値の高いサービスを提供してまいります。

また、金融DXの進展など、地域金融機関を取り巻く環境が急速に且つ大きく変化している中、当行は2023年4月に経済産業省が定める「DX認定事業者」の認定を取得し、DX実現に向けた取り組みを進めております。



アライアンス戦略として「TSUBASAアライアンス」参加行の共同出資により設立した「TSUBASAアライアンス株式会社」に事業戦略部を設置し、DX関連施策、人材育成・ダイバーシティ、ESG(注2)・SDGs(注3)、および新事業領域拡大等の各行に共通する

重要課題の解決に向けた企画・提言活動等に取り組んでおります。2022年4月には、人材の多様性が生み出す新しい発想やアイディアが不可欠であるとの相互認識のもと、「TSUBASAダイバーシティ&インクルージョン宣言」を行い、クロスメンター制度(注4)等の連携施策に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みについては、2022年6月に取締役会における独立社外取締役比率を50%に引き上げるとともに、筆頭独立社外取締役を選任しております。筆頭独立社外取締役は、新たに設置した独立社外取締役会議の議長を務め、独立社外取締役間の認識共有や意見の形成を図り、取締役会の議論の活性化を図っております。

- (注) 1. 経営統合によらない地銀広域連携の枠組みとして、当行・千葉銀行・第四北越銀行・中国銀行・伊予銀行・北洋銀行・武蔵野銀行・滋賀銀行・琉球銀行・群馬銀行の10行が参加しております。参加行は独立性を確保しながら、基幹系システムの共同化や営業面での連携など広範な取り組みを進めております。
  - 2. ESGとは、環境 (Environment)、社会 (Social)、企業統治 (Governance) の頭文字を組み合わせた総称。適切な企業統治のもとで、環境や地域社会に配慮した取り組みを行うことが企業の持続的成長につながるとの観点から、企業を評価・判断する指標として用いられています。
  - 3. SDGs(エス・ディー・ジーズ、Sustainable Development Goals)とは、2015年「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」のなかで、人間、地球および繁栄のための行動計画として掲げられた17の目標と169のターゲットからなるもの。2030年までに各国はこの目標を達成するよう行動をとることが求められています。目標は、貧困や飢餓などの社会的課題や、環境、ジェンダー平等、エネルギー、労働環境等の問題の解決を掲げています。
  - 4. 本制度は、TSUBASA各行が連携し、将来の幹部候補層となる女性行員のキャリア形成やリーダーシップ向上を目指すメンター(支援者、指導者)とメンティー(支援を受ける立場の人)の対話による人材育成制度です。

## 〈サステナビリティ推進への取り組み〉

世界的にESG・SDGsへの取り組みや脱炭素社会の実現に向けた機運が高まるなか、福島県が2050年に向けたカーボンニュートラルを宣言するなど、サステナビリティに関する取り組みは企業経営の中心的課題となっております。

このような環境のもと、カーボンニュートラルへの対応をはじめとしたサステナビリティに関する地域・お客さまの様々なニーズに迅速にお応えし、地域経済の持続的発展に

向けて当行グループ一体での取り組みを更に強化するため、2023年3月、総合企画部内に「サステナビリティ戦略推進課」を新設しました。

当行は、2030年度迄に環境分野サステナブルファイナンスの実行・組成額累計を1兆円とする目標を掲げ、脱炭素社会への移行や新たな産業・社会構造への転換に向けた取り組みを強化しております。2022年度末における環境分野サステナブルファイナンスの実行・組成額累計の実績は2,512億円となり、目標達成に向けて着実に進捗しております。

お客さまのSDGsへの取り組みを支援する「とうほうSDGsサポートサービス」の利用申し込み社数は累計200社を突破しており、お客さまのSDGsへの取り組み状況の見える化や課題等の洗い出しを行うとともに各種コンサルティングサービスの提供による課題解決に積極的に取り組





んでおります。また、診断結果に基づく「SDGs宣言書」の作成により、それぞれのお客さまにあわせた特色ある取り組みを当行よりニュースリリースとして発信するなど、引き続き地域社会におけるSDGsへの取り組みを推進してまいります。

CO<sub>2</sub>排出量削減については、その取り組みを一層強化するとともに、地域・お客さまと連携して地域社会の脱炭素化に向けた取り組みを更に進め、「オール福島」でカーボンニュートラルの実現に向けた機運を高めてまいります。当行は環境省が募集する「脱炭素先行地域」(注)において、会津若松市、福島県、一般社団法人AiCTコンソーシアム、公立大学法人会津大学、会津若松卸商団地協同組合との共同提案(デジタルを活用した「会津若松モデル」によるゼロカーボンシティ会津若松の実現)に取り組み、2023年4月、会津若松市が脱炭素先行地域に選定されました。

また、様々な事情により、生活が困難な方々への支援や地域福祉の推進を図るため、





【「第1回とうほうフードドライブ」贈呈式の実施】

「第1回とうほうフードドライブ」を実施し、収集した食品や日用品等を社会福祉法人福島県社会福祉協議会に寄付しました。今後もフードドライブ等の活動を通じて、サステナビリティに対する取り組みを一層強化し、地域課題の解決に取り組んでまいります。こうした取り組みの結果、2022年度の業容・業績は以下のとおりとなりました。

(注) 脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。

## 〈単体業績の概要〉

### [預金、譲渡性預金等]

預金につきましては、個人預金と法人預金が引き続き順調に推移したことにより、前年度末比280億円増加し、5兆7,769億円となり、譲渡性預金を含む総預金については、前年度末比192億円減少し、6兆2,042億円となりました。

投資信託や生命保険等の預かり資産は、生命保険の残高減少等により前年度末比41億円減少し4,563億円となり、総預金と預かり資産を合計した総預かり資産は6兆6,605億円となりました。



#### [貸出金]

貸出金につきましては、お客さまの資金ニーズに幅広く積極的にお応えした結果、前年度末比2,408億円増加し3兆9,171億円となりました。



#### [有価証券]

有価証券につきましては、金融市場の変動に耐え得る安定的な収益確保のため、有価証券のポートフォリオ再構築に取り組んだ結果、前年度末比408億円増加し、5,648億円となりました。



#### [損益]

本業の利益となるコア業務純益(除く投資信託解約損益)は、預金保険料の引下げおよびコスト構造改革の推進により経費は減少しましたが、利回り低下による資金利益の減少などにより前年度比12億円減少し105億円となりました。

経常利益は、国債等債券関係損益の減少などにより前年度比28億円減少し61億円となりました。

上記の結果、当期純利益は前年度比16億円減少し45億円となりました。

また、連結の経常利益は66億円、親会社株主に帰属する当期純利益は44億円となりました。



2019年度 2020年度 2021年度 2022年度

#### 二. 店舗等

デジタル化の進展により非対面サービスの拡大が進むなか、店舗役割の明確化や店舗 再編(併設店舗化)による「拠点の集約」「営業力の集中・強化」を通してお客さまへ高 付加価値のコンサルティングサービスを提供できる体制の構築に努めてまいりました。

2022年9月には、会津一之町支店を会津支店内へ併設化し、さらに会津支店を会津営業部へ昇格させることで同営業部を会津エリアの中核店として強化し、更なるサービスの向上を図っております。

また、栃木県宇都宮市において第一生命保険株式会社と共同で、中層木造の銀行店舗兼オフィスの建設に取り組み、2022年9月竣工、2022年11月に宇都宮支店を移転し、営業を開始いたしました。福島県産、栃木県産材を活用することによる地域活性化への貢献に加え、再生可能エネルギーを活用した環境面にも配慮した店舗となっております。



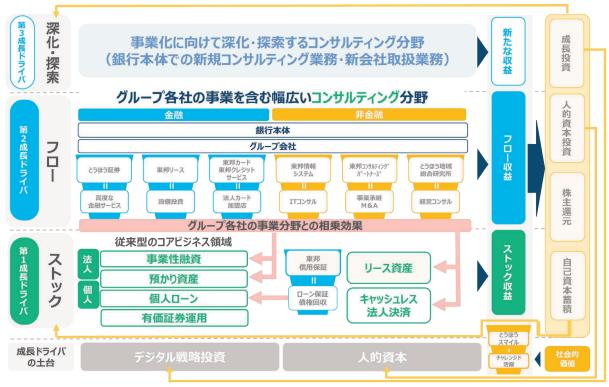
#### ホ. 対処すべき課題

2022年度の外部環境としては、国内経済は全体として緩やかに持ち直しの動きが続いているものの、地域において事業を営むお客さまにおいては、原材料価格の高騰や物流費の上昇など、不透明な経営環境が続いております。一方で、東日本大震災から12年が経過し、当行の主たる営業基盤である福島県は新たな局面を迎えており、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想や福島国際研究教育機構(F-REI)の設立など、復興への取り組みが加速しております。

このような環境のもと、当行は「長期ビジョン『地域社会に貢献する会社へ〜金融サービスの枠を超えて〜』の実現」、「TSUBASA基幹系システム共同化への対応」および「サステナビリティ経営の実践」を対処すべき課題として捉え、以下のとおり、取り組んでまいります。

#### 【長期ビジョン「地域社会に貢献する会社へ〜金融サービスの枠を超えて〜」の実現】

地域の復興、創生への貢献という当行に課せられた使命の大きさをあらためて自覚し、 グループー丸となって、長期ビジョン「地域社会に貢献する会社へ~金融サービスの 枠を超えて~|の実現に邁進いたします。



【長期ビジョンの実現に向けた取り組み】

具体的には、「従来型のコアビジネス領域」である事業性融資、預かり資産、個人ローン、有価証券運用に加え、リース資産およびキャッシュレス法人決済を第1成長ドライバとしてストック収益を積み上げるとともに、第2成長ドライバとして、「グループ各社の事業を含む幅広いコンサルティング分野」への取り組みを強化することで、フロー収益の拡大を図ってまいります。そして、これらストック収益とフロー収益を基盤としながら、第3成長ドライバとして「事業化に向けて深化・探索するコンサルティング分野」の検討を進めてまいります。

これらの3つの成長ドライバにより収益力を更に向上させ、成長投資、人的資本投資、 株主還元、自己資本の蓄積を図ることで、東邦銀行グループの企業価値向上に取り組ん でまいります。

そして、成長投資として、デジタル戦略投資を重点的に進めるとともに、人的資本を一層強化し、中核人材の確保・育成による多様性のある組織風土の醸成に取り組み、成長ドライバの土台を盤石なものとしてまいります。

現在、来年4月をスタートとする次期中期経営計画の策定を進めております。当行にとりまして、更なる収益の拡大とコスト構造の見直しが課題であり、コア業務純益の増加およびOHRの改善を図るとともに、収益性向上によるROE水準の更なる引き上げに取り組んでまいります。目指すべきROEの水準等については、現在、中長期的な事業戦略の策定および達成に向けたロードマップ等について行内で議論を進めており、次期中期経営計画の中でお示しいたします。

#### 【TSUBASA基幹系システム共同化への対応】

2024年1月のTSUBASA基幹系システム共同化に向けて、万全の行内体制を構築し、移行に向けた準備を着実に進めております。TSUBASA基幹系システム共同化への移行後は、TSUBASAアライアンスの知見を最大限に活用し、お客さまへの感動体験を提供するデジタル化への取り組みを加速させてまいります。

#### 【サステナビリティ経営の実践】

サステナビリティ経営への取り組みとしては、持続可能な地域社会の実現に向け、 経済価値・社会価値の好循環の創出に取り組んでまいります。経済価値を当行へのイン パクトとして捉え、収益の積み上げを図り、企業価値向上に努めてまいります。また、 社会価値を地域社会へのインパクトとして捉え、地域・お客さまの持続的成長や地域一 体でのカーボンニュートラルへの取り組みを推進してまいります。



また、経営の健全性や透明性を確保するため、コーポレート・ガバナンスの高度化に取り組むとともに、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に継続的に取り組んでまいります。

当行は総合的な金融サービスの提供により、地域のお客さまへのご支援を最優先課題として地域社会の持続的な発展に貢献してまいります。また、様々な事業活動を通して経済価値と社会価値の好循環を創出し、東邦銀行グループの企業価値向上に取り組んでまいります。

# (2) 財産および損益の状況

# イ. 単体業績の推移

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	5,323,610	5,790,821	5,748,937	5,776,961
定期性預金	1,175,617	1,172,007	1,143,007	1,115,128
その他	4,147,993	4,618,813	4,605,930	4,661,833
貸出金	3,862,816	3,789,476	3,676,272	3,917,160
個人向け	786,717	791,307	806,425	815,861
中小企業向け	1,096,907	1,124,503	1,102,255	1,118,818
その他	1,979,191	1,873,665	1,767,591	1,982,480
商品有価証券	16	17	524	17
有価証券	363,966	495,372	523,951	564,806
国債	47,727	136,152	106,221	114,212
その他	316,238	359,220	417,730	450,593
総資産	6,010,132	6,777,840	7,121,876	6,596,917
内国為替取扱高	26,036,263	26,543,704	26,676,730	26,562,606
外国為替取扱高	百万ドル 1,124	百万ドル 1,018	百万ドル 1,112	百万ドル 1,085
経常利益又は経常損失 (△)	3,888	△5,602	8,950	6,104
――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2,554	△5,531	6,181	4,573
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額(△)	円 銭 10 13	円 銭 △21 94	円 銭 24 52	円 銭 18 14
信託財産	969	3,539	4,555	5,895
信託報酬	0	0	0	0

<sup>(</sup>注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

<sup>2. 「1</sup>株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)」は、当期純利益又は当期純損失(△)を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

## 口. 連結業績の推移

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	63,449	58,275	60,227	58,703
経常利益又は経常損失 (△)	4,376	△4,087	10,217	6,699
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	2,727	△4,664	6,753	4,493
包括利益	△2,124	1,661	3,295	162
純資産額	190,985	191,386	192,740	191,012
総資産	6,020,752	6,792,337	7,135,413	6,613,120

<sup>(</sup>注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,913人
平均年齢	42歳 7月
平均勤続年数	19年 0月
平均給与月額	384千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
  - 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く金額であります。

# (4) 営業所等の状況

## イ. 営業所数

	当 年 度	末
	店	うち出張所
福島県	111	(5)
東京都	2	(-)
宮城県	5	(-)
山形県	1	(-)
茨城県	2	(-)
栃木県	1	(-)
新潟県	1	(-)
合計	123	(5)

<sup>(</sup>注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を131か所設置しております。また、当行が店舗管理銀行となっている、株式会社イーネットとの提携に基づく店舗外現金自動設備を140か所設置しております。

#### 口. 当年度新設営業所

当年度の新設営業所はございません。

(注) 当年度において店舗外現金自動設備を、5か所新設し、51か所廃止いたしました。

#### (5) 設備投資の状況

## イ. 設備投資の総額

(単位:百万円) 設備投資の総額 7,615

#### 口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
営業店舗関連	547
ソフトウェア	3,892
システム機器	2,626

#### ハ. 重要な設備の処分・除却等

(単位:百万円)

内 容	時期	金額
吉祥寺社宅	2022年9月30日	132
仙台寮	2023年3月31日	115
高松社宅	2022年9月30日	107

#### (6) 重要な親会社および子会社等の状況

## イ. 親会社の状況

該当ございません。

# ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
とうほう証券 株式会社	福島市大町3番25号	証券業務	3,000百万円	100.00%	子会社
株式会社 東邦コンサルティング パートナーズ	福島市大町4番4号	事業承継支援業務、 M&A支援業務	100百万円	100.00%	子会社
東邦リース 株式会社	福島市上町5番6号	リース業務	60百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦カード	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
株式会社 東邦クレジットサービス	福島市大町4番4号	クレジットカード業務 および信用保証業務	30百万円	50.00%	子法人等
東邦信用保証 株式会社	福島市大町4番4号	信用保証業務	110百万円	50.00%	子法人等
東邦情報システム 株式会社	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	電子計算機による計算 業務および電子計算機 ソフトウェア開発業務	60百万円	39.69%	子法人等
株式会社 とうほうスマイル	福島市飯坂町 平野字桜田3番地4	帳票等の印刷・ 製本業務	30百万円	100.00%	子会社
ふるさと産業躍進 投資事業有限責任組合	仙台市青葉区 中央1丁目6番35号	成長・成熟・再生局面 にある企業への投資業務	1,563百万円	-%	関連法人等

<sup>(</sup>注) 1. 当行が所有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

<sup>2.</sup> 連結対象の子会社、子法人等、持分法適用会社は上記の9社であります。

#### 重要な業務提携の概況

- 1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ACS)を行っております。
- 2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用 組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自 動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- 3. 地方銀行13行(北海道銀行・秋田銀行・山形銀行・七十七銀行・群馬銀行・足利銀行・常陽銀行・武蔵野銀行・千葉銀行・きらぼし銀行・横浜銀行・第四北越銀行・八十二銀行)、第二地方銀行1行(福島銀行)との提携により平日日中のお引出し手数料が無料となるサービスを行っております。
- 4. 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS) において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出 しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
- 6. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携により、 コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出 しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
- 7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し のサービスを行っております。
- 8. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、 株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行および 株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を 締結しております。
- 9. 株式会社千葉銀行、株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、 日本アイ・ビー・エム株式会社およびキンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹 系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
- (7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項 該当ございません。

# 2. 会社役員(取締役)に関する事項

## (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職
佐	藤		稔	取締役頭取(代表取締役) 監査部【正】	
須	藤	英	穂	専務取締役(代表取締役)	
横	Ш	貴	_	常務取締役	
七	海	重	貴	常務取締役 人事部長 人事部【正】、審査部【正】	
小	西	雅	子	取締役(社外)	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 特命教授 京都大学大学院総合生存学館(思修館) 特任教授
髙	島	英	也	取締役(社外)	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役
石	井	隆	幸	取締役常勤監査等委員	
渡	部	速	夫	取締役監査等委員 (社外)	
長	野		聡	取締役監査等委員(社外)	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役 ロングライフホールディング株式会社 社外取締役
河	野	_	郎	取締役監査等委員(社外)	

- (注) 1. 取締役のうち、小西雅子、髙島英也、渡部速夫、長野聡および河野一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 当行は小西雅子、髙島英也、渡部速夫、長野聡および河野一郎を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に指定しております。
  - 3. 2022年6月23日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役坂井道夫、取締役監査等委員阪路雅之、藤原隆、青野 亜佐緒は任期満了により退任いたしました。
  - 4. 当行は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席、内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。

(ご参考) 当行は執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名、地位および担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏	名	地位および担当
添田	俊 樹	常務執行役員 営業本部長 営業本部【正】、デジタル戦略・業務改革部【正】
遠藤	勝利	常務執行役員 総合企画部【正】、コンプライアンス・リスク統括部【正】、総務部【正】
土 屋	広 行	常務執行役員 事務本部長 事務本部【正】、市場金融部【正】
吉田	哲 治	常務執行役員 いわき営業部長 営業本部【副】
田辺	直之	常務執行役員 本店営業部長 営業本部【副】
横山	芳 一	上席執行役員 とうほう証券株式会社代表取締役社長
澤田	誓	上席執行役員 会津営業部長 営業本部【副】
目 黒	寛 己	執行役員 郡山営業部長 営業本部【副】
高 橋	由美子	執行役員 事務本部副本部長兼事務企画部長
藤島	正智真司	執行役員 審査部長
高 高 完 完	正智 真司 英裕	執行役員 営業本部副本部長兼営業統括部長
宍 戸	英裕	執行役員 監査部長
関根	貴	執行役員 仙台支店長兼仙台南支店長 営業本部【副】

また、当行は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会付役員を選任しており、氏名、地位は次のとおりであります。

氏	名	地 位
佐藤	卓 夫	監査等委員会付役員

#### (2) 会社役員に対する報酬等

## イ. 取締役(監査等委員である取締役以外の取締役)の個人別の報酬等の内容に係る決定 方針に関する事項

#### ①当該方針の決定方法

各取締役の報酬の内容に係る決定方針については、報酬の内容について公正性・客観性・透明性を確保するために代表取締役と過半数の独立社外取締役とで組織する指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

#### ②当該方針の内容の概要

監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員以外の取締役」という。)のうち業務執行取締役の報酬については、役位毎の職務及び責任に応じ、 月次で支給する確定金額報酬(基本報酬と株式取得目的報酬)、及び単年度の 業績に応じて年次で支給する業績連動型報酬で構成しております。株式取得目的 報酬については、役員持株会を通じて自社株を取得し、取得した株式を原則とし て在任中は保有いたします。 業務執行取締役以外の取締役(社外取締役を含む)については確定金額報酬(基本報酬)のみとしております。

確定金額報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額345百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円以内)で各取締役の役位毎の職務及び責任に応じ月次で支給しております。

業績連動型報酬については、経営陣の業績向上への貢献のインセンティブと位置付け、業績指標として一事業年度の成果を表す単体当期純利益を採用し、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された業績連動型報酬限度額の範囲内において業務執行取締役へ年次で前年度単体当期純利益を基準に以下のとおり支給いたします。なお、2022年度の単体当期純利益は45.7億円となりました。

確定金額報酬、業績連動型報酬ともその内容については、指名・報酬協議会において審議を行い、審議結果を取締役会に答申し、取締役会は指名・報酬協議会の答申を踏まえ決議しております。

単体当期純利益水準	業績連動型報酬限度額	業績連動型報酬支給月数
30億円以下	0円	0.0ヶ月
30億円超~40億円以下	30百万円	1.0ヶ月
40億円超~60億円以下	40百万円	1.5ヶ月
60億円超~80億円以下	50百万円	2.0ヶ月
80億円超~100億円以下	60百万円	2.5ヶ月
100億円超	70百万円	3.0ヶ月

#### (支給方式)

業績連動型報酬支給額=月額基本報酬×業績連動型報酬支給月数

#### ③監査等委員以外の各取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものである と取締役会が判断する理由

監査等委員以外の各取締役の報酬については、指名・報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定を行っていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

## 口、イ以外の会社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

#### ①当該方針の決定方法

監査等委員である取締役の報酬の決定方針については、取締役会にて決議して おります。

#### ②方針の概要

監査等委員である取締役の報酬については、月次で支給する確定金額報酬 (基本報酬)のみとしております。

監査等委員である各取締役の報酬については2018年6月22日開催の第115回定時株主総会で決議された年額80百万円の限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

#### ハ. 取締役の報酬等の総額等

(単位:百万円)

区 分	支給人数 報酬等 —		報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動型報酬等	非金銭報酬等
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	7名	141	128	12	_
取締役 (監査等委員)	7名	52	52	_	_
計	14名	193	180	12	_

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の金銭報酬の額については、確定金額報酬限度額は2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、年額345百万円(うち社外取締役30百万円以内)、業績連動型報酬額は上記イ②に記載している表の通り決議されております。なお、当該限度額には使用人としての報酬は含めておりません。また、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は13名(うち社外取締役は2名)です。
  - 2. 取締役(監査等委員)の金銭報酬の額については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、監査等委員である取締役の確定金額報酬限度額は年額80百万円と決議されております。また、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は6名です。
  - 3. 上表には、2022年6月23日開催の第119回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員である取締役を除く)1名、取締役(監査等委員)3名を含んでおります。
  - 4. 上記のほか、2015年6月24日開催の第112回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し退職慰労金11百万円を支給しております。

#### (3) 責任限定契約

当行は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、 社外役員との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を 定めております。これに基づき、下記5名の社外役員は当行との間で、当該責任限定契約 を締結しております。

氏 名	責任限定契約の内容
小 西 雅 子 髙 夢 也 渡 部 速 夫 長 野 聡 河 野 一 郎	在任中、その任務を怠ったことにより銀行に損害を与えた場合において、社外役員がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任を超える部分については、銀行は社外役員を免責する。

#### (4)補償契約

#### イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ございません。

#### ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

# (5)役員等賠償責任保険契約に関する事項 (役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

#### イ. 被保険者の範囲

当行のすべての取締役、執行役員、監査等委員会付役員。

#### ロ. 保険契約の内容の概要

被保険者が役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害 賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償 するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身 の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれな いように措置を講じております。保険料は全額当行が負担しております。

## 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏 名		兼職その他の状況
取締役	小 西 雅	子	公益財団法人世界自然保護基金ジャパン 専門ディレクター 昭和女子大学グローバルビジネス学部 ビジネスデザイン学科 特命教授 京都大学大学院総合生存学館(思修館) 特任教授
取締役	髙島英	也	株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役 北海道空港株式会社 社外監査役
取締役	長 野	聡	弁護士 内藤証券株式会社 社外監査役 ロングライフホールディング株式会社 社外取締役

# (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役小 西雅子	9か月	取締役就任後の取締役会 11回中10回に出席	国内外の環境・エネルギー政策および持続可能性 (SDGs) に高度な専門的知識を有しており、企業へのアドバイス経験も豊富な観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、本部の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任並びに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 髙 島 英 也	9か月	取締役就任後の取締役会 11回中10回に出席	長期にわたり事業会社の役員を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している観点から、取締役会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を十分に果たしております。 また、本部の視察や営業店の監査に帯同し、社内の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処や取締役の選任並びに報酬の決定に関して、客観的な立場から意見を述べております。
取締役 監査等委員 渡 部 速 夫	6年9カ月	当年度開催の取締役会14回 中すべてに出席 当年度開催の監査等委員会 15回中すべてに出席	金融業務全般にわたる幅広い知見と豊富な経験に 基づく視点から、取締役会、監査等委員会の審議に おいて、ガバナンスや業務執行の適正性、経営課題 への取り組み等に関する監督に加え、的確な助言・ 提言を行うなど、期待される役割を十分に果たして おります。 また、本部の視察や営業店の監査に帯同し、社内 の状況把握に努める他、筆頭独立社外取締役と して、独立社外取締役会議の議長を務め、他の社外 取締役との連携を図りながら様々な経営課題への対 処に関して、客観的・中立的な立場で提言をとりま とめるとともに、指名・報酬協議会においても議長 として取締役の選任並びに報酬の決定に関して、主 導的な役割を果たしております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
取締役 監査等委員 長 野 聡	2年9カ月	当年度開催の取締役会14回中13回に出席 当年度開催の監査等委員会 15回中すべてに出席	金融政策全般にわたる幅広い知見に加え弁護士としての専門的知見に基づく視点から、取締役会、 監査等委員会の審議において、ガバナンスや業務執 行の適正性、経営課題への取り組み等に関する監督 に加え、的確な助言・提言を行うなど、期待される 役割を十分に果たしております。 また、本部の視察や営業店の監査に帯同し、社内 の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指 名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処 や取締役の選任並びに報酬の決定に関して、積極的 に関与し意見を述べております。
取締役 監査等委員 河 野 一 郎	9カ月	取締役監査等委員就任後の取締役会11回中すべてに出席取締役監査等委員就任後の監査等委員会11回中すべてに出席	金融行政に長年にわたり携わった豊富な経験と幅 広い知見に基づく視点から、取締役会、監査等委員 会の審議において、ガバナンスや業務執行の適正 性、経営課題への取り組み等に関する監督に加え、 的確な助言・提言を行うなど、期待される役割を 十分に果たしております。 また、本部の視察や営業店の監査に帯同し、社内 の状況把握に努める他、独立社外取締役会議や指 名・報酬協議会において、様々な経営課題への対処 や取締役の選任並びに報酬の決定に関して、客観的 な立場から意見を述べております。

# (3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	43	_

# (4) 社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

# 4. 当行の株式に関する事項

## (1) 株式数

発行可能株式総数

798,256千株

発行済株式の総数

252,500千株

(自己株式443千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 当年度末株主数

18,926名

## (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況		
<b>ポエッジ</b> (1人)の日刊(1)	持株数等	持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,198 <sup>千株</sup>	8.01 %	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	12,295	4.87	
東邦銀行従業員持株会	10,211	4.05	
明治安田生命保険相互会社	9,924	3.93	
福島商事株式会社	8,436	3.34	
日本生命保険相互会社	7,938	3.14	
日東紡績株式会社	4,746	1.88	
住友生命保険相互会社	3,939	1.56	
東北電力株式会社	3,882	1.54	
東京海上日動火災保険株式会社	2,827	1.12	

<sup>(</sup>注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 役員保有株式

該当ございません。

<sup>2.</sup> 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (443千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等 該当ございません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等 該当ございません。

## 6. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙 嶋 清 彦	65	(注) 3.
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹		(注) 4.

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
  - 2. 当行、子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額71百万円。
  - 3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別監査 時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、監査時間・配員計画等の観点から報酬の見積りの相当性の検討を行った結果、報酬額は妥当であると認め、同意いたしました。
  - 4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、グループ会社における顧客資産の分別管理の法令遵守の状況に関する保証報告書作成業務であります。なお、当該業務等に係る報酬は1百万円であります。
- (2) 責任限定契約

該当ございません。

- (3)補償契約
- イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約 該当ございません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項 該当ございません。

#### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- イ. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合または会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任または不再任が必要であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- □. 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。
- 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 特に定めておりません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

当行は、取締役会において「業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針」として、「内部統制に関する基本方針」について次のとおり決議しております。

#### イ.当行の法令等遵守態勢

- ① 取締役会は「法令等遵守の基本方針」とこれに基づく具体的な行動規範としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員がこれを遵守する。
- ② 取締役会は、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、具体的な実践計画に基づく態勢整備を図る。加えて、「法令遵守委員会」を設置し、定期的に法令等遵守態勢・状況のチェック及び管理等の審議結果について報告を受ける。また、全行的な法令等遵守の統括に関する事項を所管するコンプライアンス統括部門を設置する。
- ③ コンプライアンス統括部門は、法令等遵守状況のチェック及び管理等を行うとともに、各部店で任命される法令遵守担当者を通じて法令等遵守態勢の徹底を行う。加えて、公益通報者保護の窓口として、子会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる態勢を構築し、その報告内容に応じ速やかに是正措置を講ずる。
- ④ 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その 結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門

に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

⑤ 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。

#### 口. 当行の取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

取締役の職務の執行状況に関する情報については、文書規程等に基づき、各種会議の議事録および各種業務の執行にかかる稟議書等を作成する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう保存・管理する。

#### ハ. 当行のリスク管理態勢

- ① 取締役会は「リスク管理の基本方針」および各リスクの管理規程等を制定し、リスク統括部門および各リスク管理部門、管理方法等を定める。加えて「業務継続計画」および「危機管理対応マニュアル」を定め、各種リスクの顕在化を契機とする危機発生時における速やかな復旧と円滑な対応に努める。
- ② 取締役会は、「リスク管理委員会」等を設置し、定期的に各種リスクの保有状況や対応方針等にかかる審議結果について報告を受ける。リスク統括部門は、各リスク管理部門を通じて常時モニタリングを行うとともに、その結果について取締役会に報告する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その 結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門 に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

#### 二. 当行の職務の効率性確保

定款に定めた事業目的を取締役が効率的に遂行するため、以下の態勢を構築する。

- ① 取締役会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- ② 取締役会は、中期経営計画や年度経営計画等を策定するとともに、「常務会」や 「経営戦略実行委員会」等で進捗管理を行い、必要な経営施策を機動的に策定する。
- ③ 取締役は、その業務執行状況について取締役会に報告する。

## ホ. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

- ① 当行の取締役会が子会社の業務の適正を監視するとともに、「グループ会社管理規程」を制定して子会社の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等当行およびその子会社から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- ② 当行は、各子会社に対し、「コンプライアンス・マニュアル」、「リスク管理の基本方針」の制定、経営計画の策定、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当行およびその子会社から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。

- ③ 内部監査部門は、子会社における法令等遵守態勢やリスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- ④ 当行およびその子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の 適正性を確保するための内部管理態勢を整備する。

#### へ. 監査等委員会の職務の補助に関する態勢

- ① 監査等委員会には監査等委員会付役員および監査等委員会事務局を置く。
- ② 監査等委員会付役員は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、監査等委員会専属の委嘱を受け、常勤監査等委員の職務を補助し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等の指示命令を受けないものとする。
- ③ 監査等委員会事務局には、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、専属のスタッフを配置し、監査等委員会の職務を補助する。監査等委員会は、上記専属のスタッフに業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査等委員会より指示を受けた専属のスタッフは当該指示に係る事項に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)等の指示命令を受けないものとする。当該スタッフの人事に関しては、監査等委員会と人事部門の担当役員と意見交換を行うなどにより、監査等委員会の職務の補助態勢維持に努める。

#### ト. 監査等委員会への報告態勢

- ① 監査等委員会は、法令等に定める事項のほか、必要に応じ内部統制システムの 構築・運用状況について当行およびその子会社の全役職員(当行の監査等委員である 取締役を除く)から報告を受ける。また、常務会・各種委員会など重要な会議への出 席や、各種議事録や重要書類等の閲覧により、執行状況の報告を受ける。
- ② 監査等委員会は、当行およびその子会社の公益通報者保護の窓口であるコンプライアンス統括部門より、公益通報にかかる内容報告を受ける。
- ③ 当行およびその子会社は、前記①②の報告を行った全役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

#### チ. 監査等委員会監査の実効性確保

- ① 監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会は内部監査部門等と 緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換するほか、内部監査の結果等の報告を受ける。
- ② 監査等委員会付役員および監査部長の選任および解任については監査等委員会の 同意を得たうえで取締役会にて決議する。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、必要に応じて外部 専門家の意見を聴取するなど、適正な監査の実施に努める。

④ 監査等委員会又は監査等委員の職務の執行について生ずる必要な諸費用については、予算を措置する。

#### (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当行では、基本方針に基づく運用状況の確認を毎年実施し、その結果を取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。 当事業年度(第120期)における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおり

であります。

#### イ. 当行の法令等遵守態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、役職員に周知するとともに、法令遵守委員会(8回)で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に定期的に報告いたしました。

また、役職員のコンプライアンス意識の醸成に向け、2022年7月から9月の期間において役員が全部店を臨店し、より良い職場環境を築くための対話を行いました。

#### ロ. 当行のリスク管理態勢

年度毎のリスク管理方針を取締役会で定め、リスク管理委員会(12回)、および ALM委員会(18回)で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

また、当事業年度では、国内地方銀行で発生した広範囲でのATM障害における対応等を踏まえ「休日・時間外・夜間における大規模ATM障害発生時の初動対応マニュアル」を制定するとともに、全行訓練を実施し、危機管理体制を整備しました。

#### ハ. 当行の職務の効率性確保

取締役会を14回、業務執行の決定の一部を委任している常務会を48回開催いたしました。また、年度経営計画を取締役会で定め、経営戦略実行委員会(2回)で進捗状況をモニタリングし、その内容を取締役会に報告いたしました。

2022年6月、独立社外取締役間の認識共有や意見の形成を図り、取締役会の議論の活性化等を図ることを目的に、筆頭独立社外取締役を選定し、筆頭独立社外取締役を議長とする独立社外取締役会議を設置しました。

#### 二. 当行およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する態勢

子会社の業務実績について取締役会に報告(4回)いたしました。また、グループ戦略会議(6回)を開催し、経営課題の把握と対応方針について協議いたしました。2022年9月、「行内CSIRT運営規則」を制定するとともに、グループCSIRTを組成し、グループ全体のサイバーセキュリティリスク管理態勢を整備しました。

#### ホ. 監査等委員会監査の実効性確保

監査等委員会は、内部監査部門と10回、会計監査人と9回情報交換を実施いたしました。

監査等委員会には、常勤監査等委員を補助する者として監査等委員会付役員を 1名配置するとともに、監査等委員会事務局を置き、専属スタッフ1名を配置して おります。

# 9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

# 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

## 11. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ございません。

## (2)補償契約

# イ. 在任中の会計参与との間の補償契約

該当ございません。

#### 口. 補償契約の履行等に関する事項

該当ございません。

# 12. その他

該当ございません。

# 第120期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位	百万	LLI,
(#117	HIII	П.

<b>第120别术</b> (2023年3月31日現在)	貝旧列照衣
科 目	金額
資産の部	
現金預け金	1,985,578
現金	43,710
預け金	1,941,867
買入金銭債権	9,860
商品有価証券	17
商品地方債	17
金銭の信託	5,450
有価証券	564,806
国債	114,212
地方債	143,076
	· ·
社債	137,975
株式	37,702
その他の証券	131,839
貸出金	3,917,160
割引手形	3,877
手形貸付	69,463
証書貸付	3,643,976
当座貸越	199,842
外国為替	2,445
外国他店預け	2,445
その他資産	65,184
未決済為替貸	316
前払費用	223
未収収益	2,896
金融派生商品	7,592
金融商品等差入担保金	214
その他の資産	53,940
有形固定資産	35,548
建物	9,886
土地	18,007
リース資産	474
建設仮勘定	2,118
その他の有形固定資産	5,061
無形固定資産	12,175
ソフトウェア	930
その他の無形固定資産	11,245
前払年金費用	1,362
繰延税金資産	13,859
支払承諾見返	7,748
貸倒引当金	△24,278
資産の部合計	6,596,917
	-,,-

科目	金額
負債の部	
預金	5.776.961
当座預金	363,911
普通預金	4.185.671
貯蓄預金	50,741
通知預金	3,019
定期預金	1,115,128
その他の預金	58,489
譲渡性預金	427,317
借用金	174,300
借入金	174,300
外国為替	174,300
— —	41
売渡外国為替 未払外国為替	
	112
信託勘定借	5,895
その他負債	22,332
未決済為替借	176
未払法人税等	1,327
未払費用	2,691
前受収益	1,191
金融派生商品	5,545
金融商品等受入担保金	5,328
リース債務	489
資産除去債務	264
その他の負債	5,318
睡眠預金払戻損失引当金	353
偶発損失引当金	434
ポイント引当金	141
再評価に係る繰延税金負債	2,041
支払承諾	7,748
負債の部合計	6,417,680
純資産の部	
資本金	23,519
資本剰余金	13,653
資本準備金	13,653
その他資本剰余金	0
利益剰余金	145,091
利益準備金	9,865
その他利益剰余金	135,226
別途積立金	128,600
繰越利益剰余金	6,626
自己株式	△145
株主資本合計	182,118
その他有価証券評価差額金	△2,106
土地再評価差額金	△775
評価・換算差額等合計	,,3 △2,882
純資産の部合計	179,236
負債及び純資産の部合計	6,596,917
スススクでスパインロロロ	0,000,017

# 損益計算書 (2022年4月1日~2023年3月31日)

科目	金額	
経常収益		50,293
資金運用収益	33,964	
貸出金利息	25,880	
有価証券利息配当金	5.259	
コールローン利息	48	
預け金利息	2,773	
その他の受入利息	2,773	
信託報酬	0	
	_	
<b>役務取引等収益</b>	13,045	
受入為替手数料	3,366	
その他の役務収益	9,679	
その他業務収益	345	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	166	
金融派生商品収益	167	
その他の業務収益	10	
その他経常収益	2,938	
償却債権取立益	2,550	
株式等売却益	1.783	
	*	
金銭の信託運用益	17	
その他の経常収益	1,136	
経常費用		44,189
資金調達費用	626	
預金利息	201	
譲渡性預金利息	37	
コールマネー利息	△23	
信券貸借取引支払利息 (計算)	411	
その他の支払利息	△0	
<b>役務取引等費用</b>	6,008	
支払為替手数料	253	
その他の役務費用	5,754	
その他業務費用	1,590	
外国為替売買損	370	
国債等債券売却損	458	
国債等債券償還損	728	
国債等債券償却	32	
営業経費	31,259	
その他経常費用	4.704	
貸倒引当金繰入額	1,878	
株式等売却損	651	
株式等償却	1.278	
その他の経常費用	896	6.40
経常利益		6,104
特別利益		695
固定資産処分益	659	
その他の特別利益	36_	
特別損失		315
固定資産処分損	176	
減損損失	139	
税引前当期純利益	155	6.484
恍っぽっちゃんり並 法人税、住民税及び事業税	2,406	0,402
法人税等調整額		
法人税等合計		1,91
当期純利益		4,573

# 連結計算書類

# 第120期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

<b>分 1 2 0 分 八</b> (2023年 3 月 3 1 日 現 任 )	<b>建帕貝旧列派</b> 教	·	(単位:百万円) 
科目	金額	科 目	金額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,986,222	預金	5,769,321
買入金銭債権	12,741	譲渡性預金	420,317
商品有価証券	17	借用金	176,571
金銭の信託	8,750	外国為替	154
有価証券	563,428	信託勘定借	5,895
貸出金	3,908,036	その他負債	38,341
外国為替	2,445	退職給付に係る負債	141
リース債権及びリース投資資産	12,309	睡眠預金払戻損失引当金	353
その他資産	72,546	偶発損失引当金	434
有形固定資産	36,111	ポイント引当金	213
建物	10,025	特別法上の引当金	0
土地	18,007	繰延税金負債	572
リース資産	318	再評価に係る繰延税金負債	2,041
建設仮勘定	2,126	支払承諾	7,748
その他の有形固定資産	5,634	負債の部合計	6,422,107
無形固定資産	12,302	純資産の部	
ソフトウエア	1,009	資本金	23,519
その他の無形固定資産	11,293	資本剰余金	13,653
退職給付に係る資産	2,692	利益剰余金	155,160
繰延税金資産	14,249	自己株式	△145
支払承諾見返	7,748	株主資本合計	192,187
貸倒引当金	△26,482	その他有価証券評価差額金	△1,283
		土地再評価差額金	△775
		退職給付に係る調整累計額	884
		その他の包括利益累計額合計	△1,174
		純資産の部合計	191,012
資産の部合計	6,613,120	負債及び純資産の部合計	6,613,120

# 連結損益計算書 (2022年4月1日~2023年3月31日) (単位: 百万円)

科目	金額	
経常収益		58,703
資金運用収益	32,832	
貸出金利息	25,918	
有価証券利息配当金	4,088	
コールローン利息及び買入手形利息	48	
預け金利息	2,774	
その他の受入利息	2	
信託報酬	0	
役務取引等収益	14,142	
その他業務収益	8,774	
その他経常収益	2,952	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	2,952	
経常費用		52,003
資金調達費用	634	
預金利息	201	
譲渡性預金利息	37	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△23	
債券貸借取引支払利息	411	
借用金利息	7	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	5,158	
その他業務費用	8,597	
営業経費	32,831	
その他経常費用	4,782	
貸倒引当金繰入額	1,856	
貸出金償却	48	
その他の経常費用	2,878	
経常利益		6,699
特別利益		695
固定資産処分益	659	
その他の特別利益	36	
特別損失		331
固定資産処分損	176	
減損損失	155	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		7,063
法人税、住民税及び事業税	2,993	,,005
法人税等調整額	△ <b>423</b>	
法人税等合計		2,570
当期純利益	_	4,493
親会社株主に帰属する当期純利益		4,493

#### 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

株式会社東邦銀行 取締役会 御中

2023年5月17日

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 髙 嶋 清 彦

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐

徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2022年4月1日から2023年3月 31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該 計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしてい る。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示する ことにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の 記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内 容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、その ような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告 することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に 表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどう

かを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続 を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引 や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを 講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

株式会社東邦銀行 取締役会 御中

2023年5月17日

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 公認会計士 髙 嶋 清 彦 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 桐

徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東邦銀行の2022年4月1日から2023年3月31日 までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び 連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 株式会社東邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重 要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準におけ る当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国におけ る職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の 責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示する ことにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の 記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、 そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告 することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正 に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するた めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に 基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどう か結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注 記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算 書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査 証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを 講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査等委員会の監査報告書

# 監查報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに 当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の 状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施 しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に 準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席 し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書 類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子 会社の取締役及び監査役等と意思疎涌及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項(KAM)については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社東邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員石井降幸印

監査等委員 渡部 速夫 印

監査等委員 長野 聡 印

監査等委員 河野一郎印

(注) 監査等委員 渡部速夫、長野聡及び河野一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 東邦銀行 株主総会会場ご案内図

会 場

福島県福島市大町3番25号

当行本店 8 階大会議室

電話

024(523)3131(代表)





最寄の駅 「JR福島駅」 東口より徒歩約8分

● 駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。

株主総会時点の感染状況によっては、マスク着用をお願いする場合がありますので、極力、マスクをご持参ください。 なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し あげます。

また、本株主総会は当日の開催内容をライブ配信いたしますので、7頁から8頁のご案内を確認のうえ、ご視聴ください。





地球環境を考え、 植物油インキを 使用しています。



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。